

氷見市告示第31号

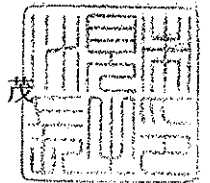
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による新保地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成16年6月23日

氷見市長 堂 故



市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
氷見市	新保	伊尾田	1624、1625、1627から1631まで、1639、1640、1648から1655まで、1689から1695まで、1752から1754まで、1756から1765まで、1767から1773まで、1800、1880の1、1880の2、1881の2、1882の2、1884から1897まで、1904から1908まで、1910から1915まで、1917から1923まで、1924の1、1924の2、1925から1931まで、1934の1、1934の2、1935の1、1935の2、1936、1937の1、1937の2、1938の1、1938の2、1939、1940の1及び1940の2
		後山	51及び52

上記の区域内にある国有地の全部を含む。